

高知工業高等専門学校知的財産委員会規則

制 定 平成17年 2月10日
一部改正 平成26年 2月20日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、高知工業高等専門学校知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本校における知的財産について、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 知的財産の特許性及び市場性評価に関すること。
- (2) 知的財産の帰属に関すること。
- (3) 知的財産の権利化手続に関すること。
- (4) その他知的財産に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 専攻科長
- (3) 各学科長
- (4) 地域連携センター長
- (5) 事務部長

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、地域連携センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができるものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年2月10日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校発明規則（昭和53年9月30日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。